

常識から法律常識へ (II)

－日本法の基層の理解のために－

影山法律特許事務所
弁護士・弁理士 影山 光太郎

第5章 法の適用について考えるところ－経営・裁判・交渉等において

本章では、前第2～第4章等で述べた法の常識を踏まえ、経営・裁判・交渉等における幾つかの事項での法の適用について説明を行う。ほぼ、A. 企業経営に関する事項、B. 規範に関する事項、C. 交渉に関する事項、D. その他の順に述べる。ただし、厳格な区分ではない。一般常識、日常の問題と関連付けて説明を行うようにする。本章及び次回は、拙著『混沌の時代を拓く理系弁護士の生き方・見方－変化をおそれるな、交渉のし方、勝ち抜いてゆくエッセンス－』において、書き漏らしたところあるいは書きたすところを含むものであり、合わせて参照いただければ幸いである。

A. 企業経営に関する事項

1. コンプライアンス(法令遵守)、コーポレート・ガバナンス(企業統治)

(1) コンプライアンスとコーポレート・ガバナンスの意味、両者の関係

「コンプライアンス」は、一般に法令遵守と訳され、「コーポレート・ガバナンス」は、企業統治と訳される。両者の関係は、端的には、次のように考えられる。企業は、もとより利益を上げるために行動しなければならない。しかし、そのような行動は法令を遵守したものでなければならない(コンプライアンス)。そして、経営者に法令を遵守させる機能がコーポレート・ガバナンスである。

(2) 沿革

米国でのエンロン事件やワールドコム事件がきっかけとなって、2002年にサーベンス・オクスリー法(SOX法)が制定された(「企業改革法」と訳される)。これは、正式名である「上場企業会計改革および投資家保護法」に示されているように、企業の不正を防止するために、企業の内部統制を整え、企業経営者への罰則強化、監査制度の強化、監査法人への監視強化、情報開示の強化をはかり、コーポレート・ガバナンスについて抜本的な改革を行うことを目的とする(本稿12月号p. 52(3)④も参照)。

エンロン事件は、年間売上高全米7位・世界16位のエネルギー関連の大企業であったエンロン社が2001年に簿外債務の隠蔽等の不正が発覚し、株価が急落して、破産に至った事件である。ワールドコム事件は、翌2002年に米国長距離通信業界第2位の巨大企業ワールドコム社が、粉飾決算が発覚し、倒産した事件である。ワールドコム事件に関しては、同社の監査を担当し、米国5大会計事務所の一つであったアーサーアンダーセンが消滅した。エンロン社では利益の水増しが1300億円、ワールドコム社では米国史上最大の4600億円にもなるという。

もとより、従来から、企業における不正経理の防止の問題はあったが、上記のような事態を受けて、我が国においても、コンプライアンス、(コーポレート)ガバナンスの重要性が強

く唱えられるようになった。

本稿では、コンプライアンス及び(コーポレート)ガバナンスとして取り上げられる項目について簡潔に述べる。

(3) コンプライアンス

① 対外的な法令遵守

遵守すべき法令が企業外の秩序・利益を守るものである場合。

その違反により、社会に害悪を及ぼす。

(イ) 贈収賄行為

外国公務員に対する贈収賄行為も禁ぜられる(不正競争防止法)。

(ロ) インサイダー取引(内部者取引)

会社の役員・職員・主要株主等が、その地位・職務によって知り得た未公表の内部情報を利用して有価証券の売買を行うことである(金融商品取引法違反)。証券市場の公正を害し、投資者の信頼を損なうので禁止される。

(ハ) 独占禁止法違反

カルテル、談合は自由競争を阻害するので禁ぜられる。

(ニ) 知的財産法(特許法、著作権法等)違反

企業秘密の侵害も行ってはならない。

(ホ) 商品・サービスの不当表示の禁止

(ヘ) 廃棄物処理、環境汚染

(ト) 公表、責任、再発防止

不祥事の社会的影響等を考慮して公表をし、責任をとり、再発防止に努める。

② 対内的な法令遵守

遵守すべき法令が企業内の秩序・利益を守るものである場合。

その違反により、直接的に企業の利益が失われるとともに、企業の信用(ブランド価値)が失墜することによっても企業の利益が失われる。

(イ) セクハラ・パワハラ、過労死

(ロ) 企業秘密の流出

ガバナンス機能の側面もある。

(ハ) 役員・従業員の個人的犯罪への対処

適切な対処を行わないと、企業の信用を損ねる。

(4) コーポレート・ガバナンスまたはガバナンス

① モニタリング(監視)とチェック(検査)による監査機能が、前頁(2)で述べた沿革からも中心となる。具体的には、次のような項目があげられる。

(イ) 粉飾決算の防止

経営者が収益操作によって、ストックオプションなどのため、虚偽の情報開示によって株価上昇などさせてはならない。

(ロ) 企業買収に対する防衛措置

経営者の自己保全のために株主の利益を損なう措置がとられてはならない。例、企業の株式数を増やして買収困難とさせる(株価が下がる)。買収される前に高い退職金をもらって逃げる。

(ハ) 公認会計士・弁護士等による法令遵守・不正経理防止のチェック

② ところで、最近では、「ガバナンス」という語が「統治」の意味で広く用いられている。

具体的には、(イ)組織のトップの決定のし方、特に(ロ)その決定に従って組織の構成員がそ